

## 縦覧台帳の縦覧について

固定資産税の納税者は、所有する固定資産の価格が適正であるかを確認するために、他の固定資産の価格と比較することができます。

**期 間：**4月2日（月）～5月31日（木）8時30分～17時15分  
（土・日・祝日は除く）

**場 所：**税務課固定資産税係（市役所1階）

**縦覧できる人：**当該固定資産（土地・家屋）の納税者、同一世帯の親族、納税代理人、委任を受けている代理人

**必要な物：**本人確認のできる書類（納税通知書、運転免許証など）、印鑑、相続人の方は戸籍謄本、代理人の方は委任状

**問い合わせ：**税務課固定資産税係 ☎0597-89-4111 内線 154・155